

セゾン投信の「顧客本位の業務運営」 取組状況報告書

2024年6月

セゾン投信株式会社

SAISON
ASSET
MANAGEMENT

セゾン投信

セゾン投信の「顧客本位の業務運営」取組状況報告書

➤ 当社の「フィデューシャリー宣言」に基づく、2023年度の取組状況及び金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係は以下のとおりです。

金融庁の原則

原則1 【顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等】

金融事業者は、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表するとともに、当該方針に係る取組状況を定期的に公表すべきである。当該方針は、より良い業務運営を実現するため、定期的に見直されるべきである。

(注) 金融事業者は、顧客本位の業務運営に関する方針を策定する際には、取引の直接の相手方としての顧客だけでなく、インベストメント・チェーンにおける最終受益者としての顧客をも念頭に置くべきである。

当社の原則・考え方・取組状況

フィデューシャリー宣言

当社は、フィデューシャリー宣言に係る取り組み状況を定期的に公表するとともに、宣言内容について、フィデューシャリー委員会において定期的に見直しを行い、必要に応じ改定してまいります。

宣言内容に対する当社の考え方

取り組み状況の公表にあたっては、お客さまに正確かつわかりやすくお伝えすることを旨とします。

フィデューシャリー宣言に対する取組状況

取り組み状況の公表頻度	年1回、当社が公表を行っている取組状況関連書面は以下の通りです。 <ul style="list-style-type: none">・セゾン投信の「顧客本位の業務運営」取組状況報告書（全体版）・「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI」に係る当社実績・セゾン投信における資産運用業宣言2020（解説付き）
フィデューシャリー宣言の見直し検討回数と改定実績件数	当年度は分かりやすい内容とすることを主旨とした改定を行いました。（2024年1月4日付改正）

評価・解説

当年度はフィデューシャリー宣言の改定を行いました。今後とも取り組み状況の公表方法について定期的に見直し、わかりやすい開示に努めてまいります。

セゾン投信の「顧客本位の業務運営」取組状況報告書

➤ 当社の「フィデューシャリー宣言」に基づく、2023年度の取組状況及び金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係は以下のとおりです。

金融庁の原則

原則2 【顧客の最善の利益の追求】

金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。

(注) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。

フィデューシャリー宣言 お客さまの最善の利益の追求

- ① 当社は、生活者の経済的自立のお手伝いをするのが社会的使命と考え、そのために必要な企業文化を構築し、保持いたします。
- ② 当社は、生活者の経済的自立の実現のためには、長期投資の理念に立脚した資産形成が必要不可欠との考えから、その業務を行ってまいります。
- ③ 販売においては、長期・積立投資を推奨し、短期的投資や乗換投資を推奨することはありません。
- ④ 販売手数料はお客さまの投資効率を悪化させるとの考えから、徴収いたしません。

- ⑤ お客さまの最善の利益の追求を、当社では「お客さま全部主義」と定義し、右の図に表される「顧客本位実践サイクル」の循環を進めてまいります。

顧客本位実践サイクル



宣言内容に対する当社の考え方

当社は、生活者の資産形成をお手伝いするための、明確な行動指針を設けております。また、当社ではお客さまの投資収益の獲得状況を示す指標として、インベスターリターンを重視しております。

「基準価額騰落率」は投資家が一定期間そのファンドを保有し続けたと仮定した場合の収益率です。しかし投資家が実際に得た収益は売買のタイミングによって異なります。

一方「インベスターリターン」は実際の投資行動の結果、投資家が得た平均的な収益率です。

ファンドを購入するにあたり「高値掴み」「安値売り」をした人が多ければ、インベスターリターンは低下します。反対に安値の時もコツコツと投資を継続した人が多ければインベスターリターンは向上します。

当社の原則・考え方

セゾン投信の「顧客本位の業務運営」取組状況報告書

➤ 当社の「フィデューシャリー宣言」に基づく、2023年度の取組状況及び金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係は以下のとおりです。

フィデューシャリー宣言 お客さまの最善の利益の追求に対する取組状況

*本項目については、当社の取り組み→お客さまの取り組み→その成果の順でご報告いたします

当社の取り組み		
ご提供するファンドと投資行動に関する啓発等について	<p>当社は、創業以来、お客さま一人ひとりの大切な将来の幸せを支える資産形成を支援するという理念を掲げています。この理念のもと、資産形成の時間の経過に耐えることができる長期保有型の投資信託だけをご用意しております。そしてなにより、お客さまの「最善の利益の追求」（＝インベスターリターン向上）には長期・積立・分散の投資行動が不可欠と考え、お客さま一人ひとりに適した分かりやすい情報と、長期での投資継続をサポートするサービスを提供しております。</p>	
お客さまの取り組み		
<p>①平均保有期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均保有期間の算出式： (前年度末残高+年度末残高) ÷ 2 ÷ (年間の解約額+償還額) ・当社数値: 直販と公販の合計値を使用 ・業界平均: 投資信託協会が発表している「株式投信(除ETF)」の値を使用 	<p>【2023年度】当社：7.8年 業界平均：4.1年 【2022年度】当社：16.3年 業界平均：5.1年 【2021年度】当社：13.8年 業界平均：3.9年</p> <p>※解約率から逆算した概算の推定値です。</p> <p>●資産形成で大切な「長期投資」 2023年度の当社ファンドの平均保有期間は、ファンド基準価額の上昇に伴う利益確定と思われる解約が多く発生したことから、例年に比べ短く算出されたものの、業界平均と比較すると約1.9倍の期間となりました。今後も、生涯投資の普及・浸透・定着に向け、お客さまをサポートしてまいります。</p>	
<p>②定期積立プラン利用率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直販口座の残有り口座にて計測 	<p>【2023年度】 64.2% 【2022年度】 81.3% 【2021年度】 80.0%</p>	
<p>③運用資産残高とお客さま口座数の推移</p>	<p>【2023年度】 運用資産残高：796,202百万円 お客さま口座数：159,130件 【2022年度】 運用資産残高：582,396百万円 お客さま口座数：156,738件 【2021年度】 運用資産残高：510,523百万円 お客さま口座数：155,388件</p>	

セゾン投信の「顧客本位の業務運営」取組状況報告書

➤ 当社の「フィデューシャリー宣言」に基づく、2023年度を取組状況及び金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係は以下のとおりです。

フィデューシャリー宣言 お客さまの最善の利益の追求に対する取組状況

*本項目については、当社の取り組み→お客さまの取り組み→その成果の順でご報告いたします

当社とお客さまの取り組み成果

①インベスターリターンと基準価額騰落率の差

■インベスターリターン：日々のファンドへの純資金流入額と、期首及び期末のファンドの純資産額から求めた内部収益率を年率換算したもの。

■基準価額騰落率：ファンドの基準価額の変化率を年率換算したもの。
・小数点第2位を四捨五入しております。
・設定開始から2024年3月末まで年245営業日として年率換算
・直販、公販を含む

	インベスターリターン	基準価額騰落率	差異
セゾン・グローバルバランスファンド	8.6%	5.5%	+3.1%
セゾン資産形成の達人ファンド	14.0%	8.9%	+5.1%
セゾン共創日本ファンド	17.4%	15.6%	+1.8%

3つのファンドは共に、お客さまが定期積立プランなどを利用した計画的な購入や長期保有を行っていただいた結果、インベスターリターンが基準価額騰落率を上回りました。

②「セゾン資産形成の達人ファンド」の対参考指数累計超過収益率（年率・複利）

・設定開始から2024年3月末まで年245営業日として年率換算

セゾン資産形成の達人ファンド：8.9%
参考指数（MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス（配当込））：8.9%

投資対象の価値を重視した保守的な姿勢で投資を行っている当ファンドは、直近では株式市場の上昇が続くなかで参考指数に対して相対的な上昇率が劣後しており、設定来の収益率は参考指数とほぼ同じとなっています。しかしながら、株式市場が上昇と下落を繰り返していくなかで、一貫した姿勢で投資を続けることにより、長期では市場平均を上回る成果を生み出すことが出来ると考えています。

セゾン共創日本ファンドは設定来の運用期間が短いため、計測対象としていません。

評価・解説

インベスターリターンの向上のためには、「高値掴み」と「安値売り」を避ける必要があります。当社は、価格の変動幅を抑えた長期資産形成に適したファンドを提供するだけでなく、計画的な購入のために「つみたて」による購入をお勧めし、投資を長期間継続していただくためのサポートを行うことで、お客さまの成果であるインベスターリターンの向上に努めています。引き続き長期・積立・分散投資のより一層の浸透に向けて更なる取り組みを行ってまいります。

セゾン投信の「顧客本位の業務運営」取組状況報告書

➤ 当社の「フィデューシャリー宣言」に基づく、2023年度の取組状況及び金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係は以下のとおりです。

金融庁の原則

原則3 【利益相反の適切な管理】

金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者はそのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。

(注) 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。

- ・ 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合
- ・ 販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合
- ・ 同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合

当社の原則・考え方

フィデューシャリー宣言 利益相反行為の回避

- ①当社は、投資信託財産の運用に際して、株主などの当社と利害のある関係者等との取引等を一切行いません。
- ②当社は、当社ファンドの投資対象を選定するにあたり、当該有価証券の発行者と特別な関係を持ちません。
- ③当社は、当社ファンドの募集・販売は直接販売を旨といたしますが、他社に委託する場合には、当社ファンドの販売に関して、この宣言に同意することを条件といたします。また、当社は、販売を委託する会社と特別な関係を持ちません。
- ④当社は、当社ファンドの募集・販売を行う販売会社等との間で他の取引を行う場合には、お客様の利益に合致するものであることを前提といたします。

宣言内容に対する当社の考え方

お客様の利益と反するあるいは反するおそれのある行為を行わないことは、「お客様のためののみ」その業務運営を行う会社として当然のことと考えております。そのため、当社は利害関係者等との資産運用関連の取引を一切行わないこと、組入れファンドの発行者や販売会社との間で特別な関係を持たないことを宣言いたしました。

また、販売会社等と何らかの取引関係を有する場合（たとえば、顧客向けセミナーの共同開催など）であってもお客様の利益に合致したものであることを前提としております。

セゾン投信の「顧客本位の業務運営」取組状況報告書

➤ 当社の「フィデューシャリー宣言」に基づく、2023年度の取組状況及び金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係は以下のとおりです。

フィデューシャリー宣言 利益相反行為の回避に対する取組状況

利害関係者等との資産運用業務に関連する取引の数	ありません。 ※利害関係者等：当社株主ならびに株主の親会社および子会社等を指します。
検証期間中に新規採用されたファンドの発行者との状況	現在までに採用されたファンドの発行者との特別な関係はありません。 ※特別な関係とは、資本関係、役員の派遣、組入れファンドの受発注以外の取引関係等を指します。
運用担当者と有価証券発行者（対象となり得る会社を含む）との接待贈答の件数	ありません。
販売会社および金融商品仲介業者による当社フィデューシャリー宣言への同意状況とモニタリング状況	全ての販売会社および金融商品仲介業者から同意・了解・理解をいただいております。 販売会社に対して、顧客本位の業務運営について取り組み状況のヒアリングを行っております。（P15の「当社運用商品の販売を委託している各社との取り組み状況」もご覧ください。）
販売会社・金融商品仲介業者との関係	現在までに販売委託契約を締結している販売会社および金融商品仲介業者との特別な関係はありません。 ※特別な関係とは資本関係（間接的關係を含む）や役員の派遣等があることにより、他の販売会社と異なる報酬体系で業務を行うことを指します。
セミナー等「他の取引」の件数のうち、お客さまの利益に合致していない取引の件数	ありません。

評価・解説

利害関係者等との資産運用業務に関連する取引や組入れファンドの発行者、販売会社および金融商品仲介業者との特別な関係はありませんでした。また、当社ファンドの募集・販売を委託する販売会社各社には、当社のフィデューシャリー宣言への同意・了解・理解をいただいております。

セゾン投信の「顧客本位の業務運営」取組状況報告書

➤ 当社の「フィデューシャリー宣言」に基づく、2023年度の取組状況及び金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係は以下のとおりです。

金融庁の原則

原則4 【手数料等の明確化】

金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。

フィデューシャリー宣言 報酬等の合理性

①当社は、お客さまの最善の利益を実現するためにのみ業務を行い、そのために合理的に必要な報酬等を受け取ります。これら報酬等の開示にあたっては、わかりやすい情報提供を実践します。

②当社は、お客さまに提供するサービスに応じた合理的な報酬率をもって、信託報酬等の費用を定めます。同一内容のサービスを提供するお客さまに対して、報酬の請求に関し、異なる取り扱いをいたしません。

③既存ファンドの信託報酬等についても、適宜その適正性につき、当社の「事業継続性」と「お客さまのコスト低減」とのバランスを図りながら検討を行い、不断の経営努力によりその低減に努めます。

④当社が他社にファンドの販売を委託する場合の販売会社に対する信託報酬率は、当社が当社の直接販売においてあらかじめ定める信託報酬配分率を、すべての販売会社に対して適用いたします。また、販売手数料を徴収することは認めません。

宣言内容に対する当社の考え方

お客さまのインベスターリターンの向上において、負担するコストの低減は非常に重要な要素であると認識しております。

一方で、お客さまに対する最善のサービスを提供し続けるには、それに見合ったコストが必要となります。そのため、当社では信託報酬率は「合理的な」水準であることを要件とし、継続的にその適正性について検討を行い、可能であれば、引き下げを行うこととしております。

また、お客さまの平等を図る観点から、同一サービスを受けるお客さまに対して、異なる取り扱いをしないこととしてまいります。

当社の原則・考え方

セゾン投信の「顧客本位の業務運営」取組状況報告書

➤ 当社の「フィデューシャリー宣言」に基づく、2023年度の取組状況及び金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係は以下のとおりです。

フィデューシャリー宣言 報酬等の合理性に対する取組状況

当社で直接購入する場合と販売会社で購入する場合の費用の差異	当社と販売会社等どちらで購入いただいても、当社ファンドにかかる費用について差異はございません。 販売を委託している全ての販売会社で、同じ信託報酬配分率が適用されており、また、販売手数料については徴収しておりません。
信託報酬の引き下げ実績（設定来）	2023年度は、各ファンドともに信託報酬等の引き下げ実績はございません。 各ファンドの設定来の引き下げ回数は以下の通りです。 <ul style="list-style-type: none">・セゾン・グローバルバランスファンド：6回・セゾン資産形成の達人ファンド：2回・セゾン共創日本ファンド：0回
報酬等の内訳について	お客さまからいただく手数料の内訳については、目論見書の「ファンドの費用」に記載しております。 会社の全体的な収益と費用につきましては、 決算公告 で示しております。

評価・解説

宣言内容に対する当社の考え方に記載の通り、お客さまが負担するコストの低減は重要な要素であると認識する一方、最善と考えるサービスを提供し続けるためには、これに見合ったコストが必要であると考えています。

セゾン投信の「顧客本位の業務運営」取組状況報告書

➤ 当社の「フィデューシャリー宣言」に基づく、2023年度を取組状況及び金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係は以下のとおりです。

金融庁の原則

原則5 【重要な情報の分かりやすい提供】

金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。

- (注1) 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。
- ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件
 - ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性
 - ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由（顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む）
 - ・顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的内容（第三者から受け取る手数料等を含む）及びこれが取引又は業務に及ぼす影響
- (注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである（（注2）～（注5）は手数料等の情報を提供する場合においても同じ）。
- (注3) 金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。
- (注4) 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配慮した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。
- (注5) 金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。

当社の原則・考え方

フィデューシャリー宣言 重要な情報のわかりやすい提供

- ①当社ファンドのお客さまのご負担いただく費用、リスク・リターン特性などの基本的なしくみや特徴および運用状況等については、目論見書や運用報告書等の法定開示書類のみならず、当社ウェブサイト・動画・運用報告会などで、お客さまにわかりやすくお伝えいたします。
- ②コールセンターをはじめ、複数のチャネルをご提供することで、お客さまの不明な点に直接お答えできる態勢を整えます。
- ③適切な判断をサポートするための分かりやすい情報として、「重要情報シート」を公開いたします。
- ④当社では投資を初めて行うお客さまが多いことを踏まえて、専門的な用語の使用を避け、できる限り平易な表現を選択し伝えます。

宣言内容に対する当社の考え方

お客さまに納得して長期投資を行っていただくためには、十分な情報提供が欠かせないと考えております。

そのためには、投資判断に必要な情報をわかりやすく提供するだけでなく、その提供の場もお客さまがアクセスしやすい場所において行うことが肝要と考えております。

また、お客さまと直接触れ合う場としてのコールセンターを重視し、その充実を図っております。

セゾン投信の「顧客本位の業務運営」取組状況報告書

➤ 当社の「フィデューシャリー宣言」に基づく、2023年度の取組状況及び金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係は以下のとおりです。

フィデューシャリー宣言 重要な情報のわかりやすい提供に対する取組状況

当社の商品・サービスに関する 情報提供のコンテンツ

専門用語を極力使わず、平易な言葉で発信することで「分かりやすさ」を重視しています。お客さまが知りたいこととセゾン投信がお伝えたいことが乖離しないよう、かつ「お客さま目線」も大事に、正しい情報をいち早くお届けすることを心がけています。

<コンテンツの一例>

・ [セゾン投信取引アプリ「セゾンとつづく」をリリース](#)

評価額や資産構成などが分かりやすくビジュアル化されスマートフォンでも確認しやすくなりました。セミナー情報やお役立ちコラムなどもアプリから簡単にアクセスでき、長期投資をサポートしています。

・ [ウェブサイトの公開](#)

運用するファンドの特徴説明だけでなく、ポートフォリオマネジャーによる商品説明動画を掲載し、商品特性・具体的な運用手法・リスク等を詳細に説明し、お客さまが納得して購入できるページ作りを行っています。また、投資信託、提供している商品のみならず、金融知識やその時々々の注目ワードなどを解説した記事を掲載することで、お客さまの投資判断をより正しい方向で後押しできることも大切だと考えています。

・ [ニュースレターの発行](#)

毎月長期投資を共にするお客さまへのメッセージをお届けしています。代表からのメッセージに加え、新サービスのお知らせなどセゾン投信の最新情報をお届けしています。

・ 月刊セゾン号の配信（公式YouTubeチャンネル）

毎月旬なトピックと共に、ファンドの運用状況を簡潔にお伝えしています。

・ お客さま窓口

商品や手続き等のご不明点について、丁寧な回答を心がけています。また、各種手続きいただく書類については、定期的に見直し、わかりやすいフォームに改訂しております。

・ [顧客本位の相談室](#)

中立的な立場で、お一人おひとりが抱えるお金の悩み（資産運用以外のお金の相談やライフプランなど）を親身にお伺いし、漠然としたお金の不安などを明確にし、具体的な行動を一緒に考え、実行に繋げるお手伝いをしています。また、noteやオンラインセミナーなどでお役立ち情報を発信しています。

セゾン投信の「顧客本位の業務運営」取組状況報告書

➤ 当社の「フィデューシャリー宣言」に基づく、2023年度の取組状況及び金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係は以下のとおりです。

フィデューシャリー宣言 重要な情報のわかりやすい提供に対する取組状況

「重要情報シート」の提供

当社が提供する商品・サービスに関して、「重要でお客様に知っていただきたい事項」について、簡潔に記載した書面です。

・[金融事業者編](#)

商品ラインナップの考え方、投資リスクを軽減するために当社が推奨する投資行動等を記載しております。

・個別商品編

当社が提供するファンドの特徴、想定する顧客層、パッケージ化の有無、リスクと運用実績、費用、利益相反の可能性等を記載しております。

・[セゾン・グローバルバランスファンド](#)

・[セゾン資産形成の達人ファンド](#)

・[セゾン共創日本ファンド](#)

ホームページでの公表及び口座開設キットに同封しております。

評価・解説

分かりやすい情報提供を行うため、各種情報コンテンツや重要情報シートは、お客様目線に立ち、定期的に見直し、改訂を行っております。

セゾン投信の「顧客本位の業務運営」取組状況報告書

➤ 当社の「フィデューシャリー宣言」に基づく、2023年度の取組状況及び金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係は以下のとおりです。

金融庁の原則

原則6 【顧客にふさわしいサービスの提供】

金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。

- (注1) 金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。
- ・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと
 - ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容（手数料を含む）と比較しながら行うこと
 - ・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと
- (注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。
- (注3) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。
- (注4) 金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。
- (注5) 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。

当社の原則・考え方

フィデューシャリー宣言 お客さまにふさわしいサービスの提供

- ①当社では、お客さまの長期・積立投資にふさわしい商品・サービスのみを提供いたします。
- ②お客さまが長期資産形成を円滑に行えるように、投資教育に力を注ぎます。
- ③商品特性を踏まえて、販売対象とするお客さま属性を特定し公表します。また、募集・販売を委託する販売会社等に対しても当社は応分の責任があること認識し、連携してまいります。

宣言内容に対する当社の考え方

お客さまの資産形成において、長期・積立・分散投資の考えは必要不可欠と考えており、その理念にふさわしいサービスの提供を行います。

具体的には、当社理念にふさわしいファンドのみを提供しつづけると共に、できるだけ多くのお客さまへの当社理念の浸透を図ってまいります。

セゾン投信の「顧客本位の業務運営」取組状況報告書

➤ 当社の「フィデューシャリー宣言」に基づく、2023年度の取組状況及び金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係は以下のとおりです。

フィデューシャリー宣言 お客さまにふさわしいサービスの提供に対する取組状況

当社提供商品に占める資産形成に資するファンド	<p>資産形成のためには、合理的な範囲でリターンの獲得を目指しながらリスクを軽減することが重要だと考えています。</p> <p>投資先ファンドを通じて、セゾン・グローバルバランスファンドは、国内外の株式と債券へ分散投資することでリスクを軽減しています。セゾン資産形成の達人ファンドは、個別銘柄の調査を行ったうえで国内外の株式に分散投資することでリスクを軽減しています。</p> <p>セゾン共創日本ファンドは、社会的課題の解決が望める優良企業を調査・分析のうえ企業価値を判断し、長期保有を前提に厳選した投資先へのエンゲージメント提案により、超過収益力の向上を目指し、パフォーマンスを通じて生活者の経済的自立の支援を目的としたファンドです。</p>
販売対象とするお客さま属性	<p>全てのファンドについて、重要情報シート内に公表しております。</p> <ul style="list-style-type: none">・セゾン・グローバルバランスファンド・セゾン資産形成の達人ファンド・セゾン共創日本ファンド
長期投資や資産形成をサポートするためのセミナー内容	<p>新NISAの活用法や商品の魅力をお伝えするオンラインセミナー、池袋エリアのお客さまにリアルで資産形成をサポートするセミナー、職域セミナー等を中心に2023年度は154回のセミナーを実施しました。</p>
お客さまからいただく要望に対する改善実施内容	<p>2023年度は主に以下のサービス開始、改善を実施いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none">●セゾン投信取引アプリ「セゾンとつづく」をリリース●諸変更手続きのオンライン化●クレジットカード決済への対応開始

セゾン投信の「顧客本位の業務運営」取組状況報告書

➤ 当社の「フィデューシャリー宣言」に基づく、2023年度を取組状況及び金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係は以下のとおりです。

フィデューシャリー宣言 お客さまにふさわしいサービスの提供に対する取組状況

金融取引被害を未然に防ぐための取り組み	<p>長期保有型の投資信託3本のみを提供するとともに、「長期・積立・分散」の投資行動を啓発することで不適切な取引を未然に防いでいます。</p> <p>当社の営業職員に対する業績評価については、販売額等の営業数値に偏った目標設定は行わず、「顧客本位（FD）の観点」からの評価項目を加えています。その結果、従業員一人ひとりがお客さまのために立った行動をする動機が働くようにしております。</p> <p>コールセンターの現場において、適合性の原則に沿った販売が行われているか、コンプライアンス部より定期的にモニタリングを行って検証しております。</p>
当社運用商品の販売を委託している各社（以下委託先販売会社）との取り組み状況	<p>委託先販売会社における顧客本位の業務運営についての取り組み状況を、委託元の運用会社として主体的にヒアリングしました。その結果、全ての委託先販売会社から回答を得られ、当社ファンドの販売において当初取り決めた業務運営を行っていただいていると認識できました。</p> <p>計数面で確認すると、当社ファンドの直販を除く委託先販売会社経由での平均保有期間は6.0年と、ファンド基準価額の上昇に伴う利益確定を思われる解約もあり、昨年より5.2年短くなる結果となりました。 （平均保有期間：直販も含めた当社平均7.8年、業界平均：4.1年）</p>

評価・解説

「直販」だからこそできる、お客さまとの繋がりを大切にしています。2023年度は、お客さまからの要望に対するサービスの改善とリアル/オンラインセミナーに注力いたしました。引き続き、お客さまの声に応える体制を構築して参ります。

セゾン投信の「顧客本位の業務運営」取組状況報告書

➤ 当社の「フィデューシャリー宣言」に基づく、2023年度の取組状況及び金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係は以下のとおりです。

金融庁の原則

原則7 【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】

金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。

(注) 金融事業者は、各原則（これらに付されている注を含む）に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。

当社の原則・考え方

フィデューシャリー宣言 遵守態勢

- ①当社が「お客さまのためにのみ」資産運用を行う会社であることを、役職員全員がゆるぎない価値観として共有いたします。
- ②「お客さまのためにのみ」業務を行う者として必要な専門性と倫理観を持った人材を育成し、そうした観点からの適切な人事評価を行います。
- ③当社は、この宣言を遵守するためにフィデューシャリー委員会を設置し、遵守状況等について確認するとともに、より良い施策の検討を行います。
- ④当社は、この宣言が遵守されているかどうかを監視する独立した内部監査部門を強化し、違反行為の未然防止に努めます。
- ⑤取締役会は、この宣言の遵守状況につき、内部監査部門から定期的に報告を受け、遵守状況を監視・監督いたします。

宣言内容に対する当社の考え方

当宣言に則り、お客さまの最善の利益を追求するためには、まず当社全役職員が宣言内容を深く理解し実践することが第一であると考えております。

そのための組織態勢の整備及び役職員教育を行います。また、当宣言遵守に必要な管理体制を構築します。

セゾン投信の「顧客本位の業務運営」取組状況報告書

➤ 当社の「フィデューシャリー宣言」に基づく、2023年度の取組状況及び金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係は以下のとおりです。

フィデューシャリー宣言 遵守態勢に対する取組状況

役職員におけるフィデューシャリー宣言の浸透度	フィデューシャリー宣言に関する基礎研修の実施及び顧客本位の業務運営に関する取組状況報告書の共有等を通じて、全役職員一人ひとりがFDの実践ができるよう、浸透を図っております。
専門性・倫理観を高めるために実施した研修内容	<ul style="list-style-type: none">・当社のFDと金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」について・AML（マネー・ローンダリング防止対策）研修・広告規制・景品表示法・著作権について・ソーシャルメディアガイドライン及びシステム規制について・内部者取引規制について・適合性の原則について、等
人事評価体系	当社の営業職員に対する業績評価については、販売額等の営業数値に偏った目標設定は行わず、「顧客本位（FD）の観点」からの評価項目を加えております。その結果、従業員一人ひとりがお客さまのために立った行動をする動機が働くようにしております。なお、専門性の向上に資する資格の取得には奨励金制度を設けています。
フィデューシャリー委員会における主な議案内容	各部門における「お客さま全部主義」の取組紹介、顧客本位のサービスとしての金融包摂の検討、取組状況報告書の見直し等、ベストプラクティスを実践するための協議、情報共有を行っております。
各種施策の検証状況	決裁事項が記録された稟議書全てを検証し、FDの観点で問題のある事例はありませんでした。
内部監査の実施状況	内部監査部門の部門長は、6回開催された全てのフィデューシャリー委員会に出席し、順守状況に課題等が生じていないことを確認しております。

評価・解説

役職員に対する各種研修及び当社に所属している金融商品仲介業者の社員向けへの研修を実施しました。今後もFD浸透度及び専門性・倫理観を高めるための研修を継続して実施してまいります。内部監査においてフィデューシャリー宣言の遵守状況は、問題ありませんでした。

ご留意事項

ご留意事項

当資料は情報提供を目的としてセゾン投信株式会社によって作成された資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動します。その結果、購入時の価額を下回ることもあります。また、投資信託は銘柄ごとに設定された信託報酬等の費用がかかります。各投資信託のリスク、費用については投資信託説明書（交付目論見書）に詳しく記載されております。お申込にあたっては販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

投資信託に関するリスクについて

◆基準価額の変動要因

セゾン・グローバルバランスファンド

セゾン資産形成の達人ファンド

当社の運用、販売する上記ファンド（以下、2つのファンド）は、ファンド・オブ・ファンズであり、主として投資信託証券に投資を行います。2つのファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。2つのファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」や「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」などがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものではありません。また、基準価額の下落により投資元本を割り込むことがあります。運用による損益は、すべてお客さまに帰属します。

セゾン共創日本ファンド

当社の運用、販売するセゾン共創日本ファンド（以下、当ファンド）は、株式に直接投資を行うファンドであり、主として、国内の金融取引所に上場している株式に投資を行います。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受けます。（「価格変動リスク」）また、当ファンドは、銘柄を絞り込んだ運用を行うため、市場動向にかかわらず基準価額の変動は相対的に大きくなる可能性があります。（「集中投資リスク」）その他の当ファンドにおける基準価額の変動要因としては、「信用リスク」、「流動性リスク」などがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものではありません。また、基準価額の下落により投資元本を割り込むことがあります。運用による損益は、すべてお客さまに帰属します。

◆その他のご留意点

投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構、貯金保険機構、および保険契約者保護機構の保護対象ではありません。加えて証券会社を通じて購入していない場合には、投資者保護基金の対象となりません。

お取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。投資信託の設定・運用は委託会社がおこないます。

ご留意事項

投資信託に関する費用について

◆投資者が直接的に負担する費用

セゾン・グローバルバランスファンド

セゾン資産形成の達人ファンド

○購入時手数料：ありません。

○信託財産留保額：換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.1%の率を乗じた額が控除されます。

セゾン共創日本ファンド

○購入時手数料：ありません。

○信託財産留保額：換金申込受付日の基準価額に0.1%の率を乗じた額が控除されます。

◆投資者が信託財産で間接的に負担する費用

○運用管理費用：

セゾン・グローバルバランスファンド

ファンドの日々の純資産総額に年0.495%（税抜 年0.45%）の率を乗じて得た額とします。その他投資対象である投資信託証券において信託報酬がかかります。当該信託報酬も間接的にお客さまにご負担いただく費用となりますので、実質的な信託報酬は、年0.56%±0.02%程度（税込）となります。

セゾン資産形成の達人ファンド

ファンドの日々の純資産総額に年0.572%（税抜 年0.52%）の率を乗じて得た額とします。その他投資対象である投資信託証券において信託報酬がかかります。当該信託報酬も間接的にお客さまにご負担いただく費用となりますので、実質的な信託報酬は、年1.34%±0.2%程度（税込）となります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券における信託報酬を加味した実質的な負担額の概算値です。各投資信託証券への投資比率、各投資信託証券の運用管理費用の料率の変更等により変動します。

セゾン共創日本ファンド

ファンドの日々の純資産総額に年1.012%（税抜 年0.92%）の率を乗じて得た額とします。

○その他費用：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（有価証券の売買の際に発生する手数料や、有価証券の保管に要する費用等を含む）、監査報酬（消費税含む）、立替金の利息等が信託財産の中から差し引かれます。なお、当該その他費用については、運用状況により変動するものであり、事前に計算方法、上限額等を示すことができません。

当資料で使用しているデータ等について

当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。

積立／定期換金について

積立による購入、および定期換金による解約は将来における収益の保証や、基準価額下落時における損失を防止するものではありません。また、値動きによっては、積立／定期換金よりも一括による購入／解約の方が結果的に有利になる場合もあります。

当資料で使用している指数について

MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス（配当込）は、MSCIが開発したインデックスであり、先進国と新興国の株式で構成されています。当該インデックスに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

商号：セゾン投信株式会社（設定・運用・販売を行います）

金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第349号

加入協会：一般社団法人 投資信託協会